

中国地方クルーズ振興協議会情報

～ 「全国クルーズ活性化会議」第1回総会が開催されました。 ～

クルーズ船の寄港による観光振興を目指すために、全国79の自治体や港湾管理組合により構成される「全国クルーズ活性化会議」の設立総会が、11月7日に東京都内において開催されました。

当日は、港湾施設整備の予算確保、入国審査手続きの迅速化などを求める要望書が全会一致で採択され会長である福岡市の高島市長から、国土交通省の川村政務官に手渡されました。

また、意見発表として、各港の誘致の取り組みや課題なども報告されました。

今回は、総会の資料を事務局である福岡市より頂きましたので、会員の皆様へ情報提供させていただきます。

《 資料提供：全国クルーズ活性化会議 事務局 》

発行年月日：平成24年11月19日

発行元：中国地方クルーズ振興協議会事務局
(中国運輸局 海事振興部 旅客課内)

電話：082-228-3679

fax：082-228-7309

全国クルーズ活性化会議 第1回総会 議事次第

日時：平成24年11月7日（水）

11：00～12：00

場所：全国都市会館 大ホール

1. 開 会
2. 議 案
 - (1) 総会の設立について
第1号議案 設立趣意書（案）
第2号議案 規約（案）
 - (2) 役員を選任について
第3号議案 会長（案）
第4号議案 副会長（案）
 - (3) 活動計画について
第5号議案 活動計画（案）
 - (4) 要望決議
第6号議案 要望書（案）
3. 来賓紹介・挨拶
4. 要望書手交
5. 意見発表
6. 閉 会

全国クルーズ活性化会議 第1回総会 配付資料

項 目	頁
第1号議案 設立趣意書 (案)	1
第2号議案 規約 (案)	2
第3号議案 会長 (案)	5
第4号議案 副会長 (案)	6
第5号議案 活動計画 (案)	7
第6号議案 要望書 (案)	8

第1号議案

設立趣意書(案)

近年のアジアにおけるクルーズ需要の増大を背景に、我が国港湾への外航クルーズ船の寄港数は、超大型船をはじめとし今後とも大幅な増加が見込まれている。さらには、寄港地の増加や港に対するニーズの多様化が想定されるほか、東日本大震災では、クルーズ船等の災害支援機能が再認識されるなど、我が国のクルーズを巡る状況は新しい局面を迎えており、今後の地域振興・経済の活性化の核として、クルーズには今まで以上に大きな期待が寄せられている。

このような中で、既に港湾管理者等が主体となり、各地でクルーズ振興にかかる具体的・機動的な推進に向けた取り組みが進められているが、いずれも地域が限定されているところである。

このため、全国レベルでクルーズ振興や誘致に係る必要な情報の共有や意見交換を行うとともに、各地域に共通する課題の解決を図ることにより、港を通じた地域振興・経済の活性化に資することを目的として、全国のクルーズ船の寄港実績を有する、あるいは寄港予定のある港の港湾管理者であって、本会の設立趣旨に賛同する者等から構成される「全国クルーズ活性化会議」を設立することとした。

平成二十四年 月 日

第2号議案

全国クルーズ活性化会議規約（案）

（名称）

第1条 本会は、「全国クルーズ活性化会議」と称する。

（目的）

第2条 本会は、外航クルーズ船の寄港促進等に関し、共通の視点・課題を有する港湾管理者等が集い、全国レベルでクルーズ振興、誘致等を図り、港を通じた地域振興・経済の活性化等に資することを目的とする。

（事業）

第3条 本会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) クルーズ活性化のための情報収集・情報提供・情報交換
- (2) クルーズ活性化に関する提言
- (3) その他、本会議の目的を達成するために必要な事業

（会員）

第4条 本会の会員は、本会の趣旨に賛同する港湾管理者及び当該港湾管理者が第2条の目的を達成するために必要と認める地方公共団体とする。

（入会）

第5条 本会に入会しようとする者は、所定の入会申込書を会長に提出し、総会の承認を得なければならない。

（会費）

第6条 本会は会費を徴収しない。但し、本会の活動への参加に要する交通費等については、各会員が負担する。

（役員）

第7条 本会に次の役員を置く。

(1) 会長 1名

(2) 副会長 5名程度

2 会長は、本会を代表し、会務を統括する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故等のあった時又は欠けたときは、会長の職務を代行する。

（選任）

第8条 会長及び副会長は会員の代表者の中から総会において選任する。

（任期）

第9条 役員任期は2年とし、選任から2年後の時点を含む年度に開催される総会において後任者が選任されるまでとする。但し再任を妨げない。

2 役員に欠員が生じたときは、その後任の職にある者をもって充て、その任期は前任者の残任

期間とする。

(報酬)

第10条 役員は無報酬とする。

(顧問)

第11条 必要に応じ、本会に、顧問を置くことができる。

2 顧問は、総会の承認を得て、会長が委嘱する。

3 顧問は、会長の求めに応じて本会の活動に関する意見を述べるることができる。

(オブザーバー)

第12条 会長は、本会議の事業に関し、必要に応じて意見を求めるため、会員以外のものをオブザーバーとして招集することができる。

(総会)

第13条 総会は、会員をもって構成する。

2 総会は、次の事項を議決する。

(1) 規約の制定及び改正

(2) 役員の選任

(3) 活動計画

(4) その他本会の運営に関する重要事項

(開催)

第14条 通常総会は、毎年度1回開催する。

2 臨時総会は、次の各号のいずれかに該当するときに開催する。

(1) 会長が必要と認めたとき。

(2) 会長に対して、会員の3分の1以上の請求があったとき。

(議長)

第15条 総会の議長は、会長が務める。

(定足数)

第16条 総会の定足数は、委任状による出席を含め、会員の過半数とする。

(議決)

第17条 会員は、総会において1票の票決権を有する。

2 総会の議決は出席会員の過半数をもって決するものとし、賛否同数の場合は、議長の決するところによる。

(幹事会)

第18条 総会の下に幹事会を設置する。

2 幹事会は、幹事長及び幹事から構成される。

3 幹事長は、会長が所属する団体、幹事は、各会員がそれぞれの職員のうちから指名する者とする。

4 幹事会は、本会の運営及び活動の企画・立案等を行う。

(事務局)

第19条 本会の事務を処理するため、事務局を設置する。

2 事務局は、会長が所属する団体の職員で構成する。

(退会)

第20条 本会を退会しようとするときは、その旨を会長に届けなければならない。

第21条 この規約に定めるもののほか、必要な事項については、会長が総会の審議を経て定める。

附 則

この規約は、総会承認の日（平成24年〇月〇日）から施行する。

第3号議案

全国クルーズ活性化会議 会長（案）

福岡市長 高島 宗一郎

第4号議案

全国クルーズ活性化会議 副会長（案）

横浜市長 林 文子

富山県知事 石井 隆一

神戸市長 矢田 立郎

長崎県知事 中村 法道

鹿児島県知事 伊藤 祐一郎

沖縄県知事 仲井眞 弘多
(那覇港管理組合管理者)

第5号議案

全国クルーズ活性化会議 活動計画（案）

1. 情報の共有

クルーズ振興、誘致をはじめとしたクルーズの活性化方策に関して、情報や問題点の共有を図る。

2. 要望・提言の実施

クルーズ活性化に資する、制度の改正・創設、財政支援等の要望をとりまとめ、関係機関へ提言を行う。

3. ポートセールス・魅力発信

様々な機会を捉え、オールジャパンでのポートセールス・魅力発信を実施する。

第6号議案

(案)

我が国における客船クルーズの振興に向けた要望書

近年のアジアにおけるクルーズ需要の増大を背景に、我が国港湾への外航クルーズ船の寄港数は、今後とも大幅な増加が見込まれており、超大型クルーズ船の我が国への寄港も常態化しつつある。

一方、クルーズ船の寄港を通じた地域振興・経済の活性化を図るため、寄港地における環境を整える必要があるが、ソフト面・ハード面での様々な課題が山積している。

こうした課題については、各港湾管理者だけで解決できないものが多く、官民一体の取り組みとともに、国等の関係機関による取り組みが是非とも必要なものと考えられる。

クルーズの活性化に向けて、次の事項について積極的な措置が講じられることを切に要望する。

記

1. クルーズ関連港湾施設の整備に対する戦略的・重点的な予算の確保

岸壁延長や水深の不足により着岸できない、あるいは港内の静穏度の不足により安全に入港できない等、増大する外航クルーズ船の入港需要に対し、我が国の港湾は、必ずしも十分な施設が整ったものとなっていない。

クルーズ船社の入港要望に確実に応えていくため、早急な港湾施設の整備が必要であり、そのための戦略的、重点的な予算確保を要望する。

2. C I Q手続きのさらなる迅速化

クルーズ船入港時において、入国審査等の手続きに時間を要し、クルーズ客の滞在時間を短縮してしまっていることが、クルーズ客の観光行動の制約となり、我が国でのクルーズ振興における大きな課題となっている。

引き続き、手続きのさらなる迅速化に向けた取り組みを要望する。

3. クルーズ関連港湾施設の整備の推進

(1) 旅客船岸壁等の整備の推進

クルーズ船に対応した岸壁や広場・緑地等の港湾施設は、港の直背後の地域だけでなく広域での観光振興や活性化に貢献するものであるとともに、我が国における観光立国の推進に寄与するものであるため、こうした港湾施設の整備を推進することを要望する。

(2) クルーズ・ターミナルビルの整備への支援

クルーズ・ターミナルビルについては、クルーズ客の安全で快適な乗降や待合い等に不可欠なものであるが、旅客の増加に対応した新設や老朽化に対応した更新を行う際には、港湾管理者が地方債を発行して整備を行うとともに、利用料等でその償還を行っている。収益性の低いターミナルの現行制度での整備・運営は困難であることから、適切な支援を要望する。

4. 海外へのクルーズプロモーションに対する支援

各港が連携し、一体的なプロモーションを行うことが効果的と考えられるため、本会議においてこれに取り組むものであるが、国策としての観光立国の推進の観点から、支援を図ることを要望する。

平成24年 月

全国クルーズ活性化会議

全国クルーズ活性化会議（仮称） 第1回総会 出席者名簿

港湾管理者等	
中松 義治	小樽市長
森 利文	釧路市 東京事務所長
小名 智明	苫小牧市 東京事務所長
吉川 利明	稚内市 建設産業部長
保野 洋一	利尻町 副町長
村瀬 優	広尾町長
奈良 信秀	青森県 県土整備部 港湾空港課長
佐々木 一彦	岩手県 県土整備部 港湾課 港湾担当課長
菅原 久吉	宮城県 東京事務所長
笹野 健	石巻市 副市長
土谷 諄一	秋田県 建設部 港湾空港課長
海野 勝志	山形県 県土整備部 空港港湾課 課長補佐
宗像 良夫	福島県 土木部 港湾課 主幹
松平 正彦	茨城県 土木部 港湾課 港湾経営室長
井口 雄一	千葉県 県土整備部 港湾課長
笹川 文夫	東京都 港湾局 港湾経営部長
鈴木 伸哉	横浜市 副市長
小池 慎一郎	新潟県 交通政策局 副局長
松屋 賢治	新潟市 都市政策部 港湾課 ポートセールス推進室長
石井 隆一	富山県知事
山本 樹	石川県 商工労働部 産業立地課 港湾活用推進室次長
中村 毅	福井県 土木部 港湾空港課長
塚本 勝典	敦賀市 副市長
西園 勝秀	静岡県 交通基盤部 港湾局長
渡辺 晴久	静岡市 経済局 商工部 港湾担当部長
足立 真宏	愛知県 建設部 港湾課長
中山 武彦	名古屋港管理組合 港営部 次長
加藤 正義	四日市港管理組合 経営企画部 振興課長
今井 幹男	京都府 建設交通部 港湾課長
山崎 仁士	舞鶴市 産業振興部長
和泉 暁雄	大阪市 港湾局 計画整備部 技術主幹
平井 住夫	兵庫県 県土整備部 土木局 港湾課長
花木 章	神戸市 みなと総局 みなと振興部長
高馬 豊勝	姫路市 農政経済局 産業振興課長

全国クルーズ活性化会議（仮称） 第1回総会 出席者名簿

港湾管理者等	
森下 博	鳥取県 県土整備部 空港港湾課長
鈴木 敏	鳥取市 都市整備部 都市企画課 交通政策室長
小倉 誠一	境港管理組合 事務局長
安倍 和海	境港市 副市長
永井 克彦	島根県 土木部 港湾空港課長
中田 賢二	岡山県 土木部 港湾課 参事
加藤 雅啓	広島県 土木局 空港港湾部長
古田 泰子	広島市 東京事務所 主査
中本 克州	呉市 副市長
宮川 龍雄	山口県 土木建築部 港湾課 主幹
西村 尚己	下関市 港湾局長
元木 正	徳島県 県土整備部 運輸総局 運輸政策課長
今井 浩平	香川県 土木部 港湾課 副課長
大西 徹久	愛媛県 土木部 河川港湾局 港湾海岸課 主幹
川崎 義昭	松山市 東京事務所 主査
北村 則男	今治市 農水港湾部 港湾管理課長
石橋 寛久	宇和島市長
井関 敏洋	高知県 土木部 港湾振興課 課長補佐
溝口 信二	福岡県 県土整備部 港湾課長
田島 宏之	北九州市 港湾空港局 総務経営課 みなとまちづくり担当課長
高島 宗一郎	福岡市長
高垣 和博	佐賀県 首都圏営業本部 課長
石塚 孝	長崎県 副知事
末竹 健志	佐世保市 副市長
佐伯 和典	熊本県 東京事務所長
有瀬 正孝	大分県 土木建築部 港湾経営室長
矢野 透	宮崎県 県土整備部 港湾課 空港・ポートセールス対策監
柏木 新一	宮崎市 東京事務所長
黒岩 保雄	日南市 産業経済部 商工観光課長
逆瀬川 周二	鹿児島県 東京事務所長
普天間 信栄	沖縄県 土木建築部 港湾課長
藤田 佳久	那覇港管理組合 常勤副管理者
生巢 武	石垣市 建設部長

全国クルーズ活性化会議（仮称） 第1回総会 出席者名簿

来 賓	
川村 秀三郎	国土交通大臣政務官

オブザーバー	
山縣 宣彦	国土交通省 港湾局長
高田 昌行	国土交通省 港湾局 産業港湾課長
佐竹 洋一	国土交通省 国土政策局 広域地方政策課長
平田 徹郎	国土交通省 海事局 外航課長
亀山 秀一	観光庁 国際交流推進課長

「全国クルーズ活性化会議」会員

【北海道】函館市、小樽市、室蘭市、釧路市、網走市、留萌市、苫小牧港管理組合、稚内市、根室市、礼文町、利尻町、利尻富士町、広尾町（13）

【東北】青森県、岩手県、宮城県、石巻市、秋田県、山形県、福島県（7）

【関東】茨城県、千葉県、東京都、横浜市（4）

【北陸】新潟県、新潟市、富山県、石川県、福井県、敦賀市（6）

【中部】静岡県、静岡市、愛知県、名古屋港管理組合、三重県、四日市港管理組合（6）

【近畿】京都府、舞鶴市、大阪市、兵庫県、神戸市、姫路市（6）

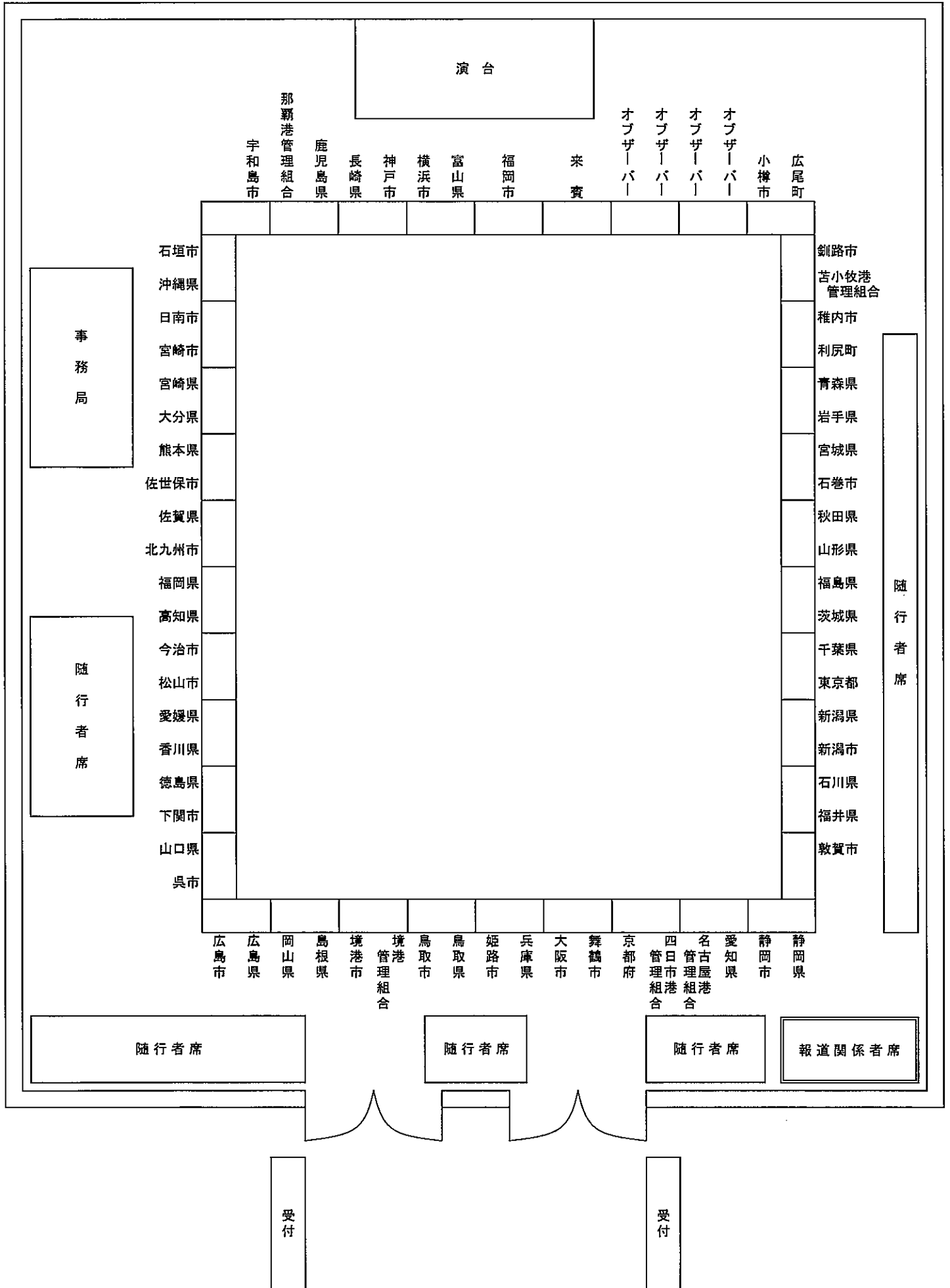
【中国】鳥取県、鳥取市、境港管理組合、境港市、松江市、島根県、岡山県、広島県、広島市、呉市、山口県、下関市（12）

【四国】徳島県、香川県、坂出市、愛媛県、松山市、今治市、宇和島市、高知県（8）

【九州】福岡県、北九州市、福岡市、佐賀県、長崎県、佐世保市、熊本県、大分県、宮崎県、宮崎市、日南市、日向市、鹿児島県（13）

【沖縄】沖縄県、那覇港管理組合、石垣市、宮古島市（4）

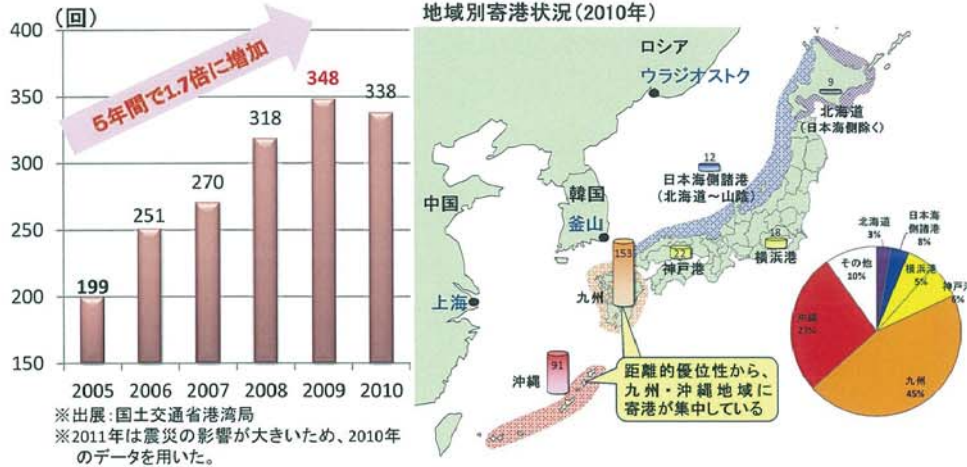
「全国クルーズ活性化会議」第1回総会 座席表



環日本海クルーズ推進協議会の取り組み（小樽港、伏木富山港、京都舞鶴港）

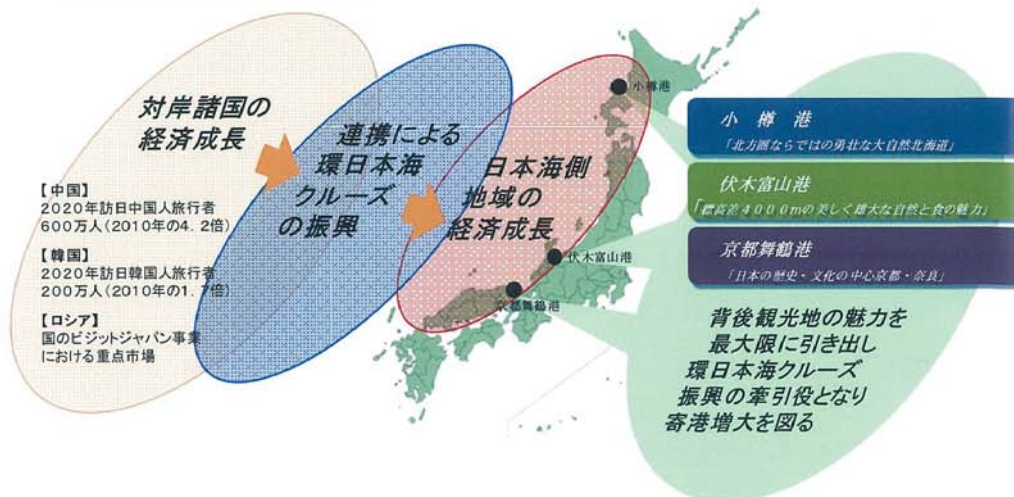
1 外国クルーズ客船の寄港動向

- 対岸諸国は、今後も経済成長が見込まれ、訪日外国人旅行者は増加する。
- 近年、外国クルーズ客船の日本への寄港回数が増加しているものの、九州・沖縄地域に集中しており、日本を代表する観光地を背後に有する日本海側港湾の潜在能力が生かされていない。



2 環日本海クルーズ推進の目的

- 小樽港・伏木富山港・京都舞鶴港が連携して環日本海クルーズの振興を推進することにより日本海側地域の経済成長と観光立国を目指す我が国の施策に貢献する。
- それぞれ特色のある背後観光地を有する3港の連携は、対岸諸国発観光クルーズの大きな誘引力になるほか、緯度の違いを生かして日本観光の大きな魅力である「四季の姿」の移り変わりを一つのクルーズで提供することができる。



3 環日本海クルーズ推進協議会の設立

● 環日本海クルーズ推進協議会の設立(H24.4.11)

◇ 構成団体

- ① 小樽港…小樽市、北海道
- ② 伏木富山港…富山県、富山市、高岡市、射水市
- ③ 京都舞鶴港…京都府、舞鶴市

◇ 役員構成

- | | | |
|-----|-------|-------|
| 会長 | 富山県知事 | 石井 隆一 |
| 副会長 | 小樽市長 | 中松 義治 |
| 副会長 | 京都府知事 | 山田 啓二 |

◇ 平成24年度の事業内容

- クルーズ見本市への出展
上海で開催された「第3回シートレード・オールアジア・クルーズコンベンション」に出展(H24.9.26~28)
- 共同パンフレットの作成
2,000部作成(日本語及び英語 各1,000部)
- 要望活動の実施
クルーズ客船の乗船客の入国手続きが迅速に行われるよう、国のCIQ機関に対して要望



4 モデル周遊寄港ルート



